

令和3年度食育指導者養成研修 実施要項

1 目的

食は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっている。そのため、子供には、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせることが大切である。食生活の乱れや肥満・痩身傾向等、子供の食に関する課題を解決するためには、学校を核として家庭と連携し効果的に子供の食に関する自己管理能力の向上を目指すことが重要となる。

本研修では、学校全体で校長のリーダーシップの下に、日々の教育活動、学校の資源を一体的にマネジメントした各学校や地域の実態等に即した食育推進のための方策を学ぶ。さらに、学校が組織的に子供たちの食育を推進することで、1) 子供たちの食に関する諸課題の改善に専門的知見を活用し、組織的な取組を推進する力、2) 学校、地域の教職員の専門性向上を推進する力、を習得した指導者の養成を図る。

2 主催 独立行政法人教職員支援機構

3 共催 文部科学省

4 期間 令和3年10月25日(月)～10月27日(水)

5 実施方法 Web会議サービスを用いた同時双方向通信によるオンライン研修

6 配信元 独立行政法人教職員支援機構 つくば中央研修センター
〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地

7 定員 120名(6ユニット)

8 受講者

(1) 受講資格

- ① 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事、学校栄養職員等及び教育センターの研修担当主事等であって、食に関する指導を担当する者
 - ② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、教諭及び学校栄養職員等であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者
- ※ 「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)を踏まえ、本研修における女性教職員の割合を25%以上とすることを、当機構として目標としている。女性の積極的な推薦について配慮すること。

(2) 推薦人数

各都道府県(中核市分を含む)においては2名程度、各指定都市においては1名程度とする。

なお、中核市を複数有する都道府県においては、各中核市からの推薦数を1名以内とした上で、上記基準を超過して推薦できるものとする。

(3) 推薦手続

推薦期限は、令和3年9月29日(水)とする。

各都道府県・指定都市教育委員会においては推薦者を取りまとめ、「研修情報登録システム」

により推薦を行う。

中核市教育委員会においては、[様式1]により都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会が「研修情報登録システム」により推薦を行う。

私立学校においては、都道府県知事部局に連絡し、都道府県知事部局が、教職員支援機構（電子メール「kk2@m1.nits.go.jp」）宛てに、[様式1]により推薦を行う。

国公立大学法人及び独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、各機関の担当部局が取りまとめの上、教職員支援機構（電子メール「kk2@m1.nits.go.jp」）宛てに、[様式1]により推薦を行う。

(4) 受講者の決定

各都道府県・指定都市教育委員会等からの推薦に基づき、教職員支援機構が決定し通知する。標準定員を超過する場合は、受講者数を調整する場合がある。

9 研修内容

別紙1「日程表」のとおりとする。

10 事前課題

(1) 研修成果活用計画書の作成

受講者および所属長は事前に「研修成果活用計画書」を作成し、提出すること。なお、様式、提出方法等については、受講者決定時に別途連絡する。

(2) その他の事前課題

その他の事前課題がある場合は、受講者決定時に別途連絡する。

11 研修成果の活用

本研修は、受講者の研修成果を各学校や地域で活用することを前提としている。そのため、研修終了後1年程度の期間後に、研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査を実施する。推薦者は、研修修了者に対し、研修成果を効果的に活用する機会の提供、確保等の配慮をすること。

12 その他

(1) 所定の課程を修了した受講者には、修了証書を授与する。受講者推薦の際に、必ず受講者の氏名を確認し、正確に記入すること。

(2) 本研修は、Web会議サービス「Zoomミーティング」（（株）Zoomビデオコミュニケーションズ）を用いて、同時双方向通信を行うオンライン研修である。受講にあたっては、当該ソフトウェアのインストールやインターネット通信環境の確保の他、相互に音声・映像をやりとりする協議等ができるよう、音声マイク・Webカメラ等の必要機器、もしくはそれらを備えた端末を1人1台準備すること。

(3) 受講者が研修に専念できるよう、推薦者には適切な受講環境及び研修時間の確保等、特段の配慮をお願いする。

(4) 本研修の受講に際し、特別な配慮が必要な者（障害、持病等）を推薦する場合には、事前に当該機構へ相談すること。

令和3年度食育指導者養成研修 日程表

目的

食は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっている。そのため、子供には、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせることが大切である。食生活の乱れや肥満・痩身傾向等、子供の食に関する課題を解決するためには、学校を核として家庭と連携し効果的に子供の食に関する自己管理能力の向上を目指すことが重要となる。本研修では、学校全体で校長のリーダーシップの下に、日々の教育活動、学校の資源を一体的にマネジメントした各学校や地域の実態等に即した食育推進のための方策を学ぶ。さらに、学校が組織的に子供たちの食育を推進することで、1)子供たちの食に関する諸課題の改善に専門的知見を活用し、組織的な取組を推進する力、2)学校、地域の教職員の専門性向上を推進する力、を習得した指導者の養成を図る。

	9:15	9:30	10:00	11:45	12:45	14:30	14:40	16:00				
1日目	受付	開講にあたって	10:00～11:45(105分) ※5分程度の休憩を含む (第1講) 講義・演習 学校における食育の推進 【目的】 学校における食育の果たす役割や食育を推進するための基本的な考え方を理解する	昼休憩	12:45～14:30(105分) ※5分程度の休憩を含む (第2講) 講義・演習 学校給食を活用した食育の推進 【目的】 学校給食を活用した食育を推進するための基本的な考え方を理解する	休憩	14:40～15:55(75分) 演習・協議 本日のリフレクション 教職員支援機構 【目的】 各講義内容を振り返って自分の実践と繋げるとともに、グループ協議で各学校や地域の現状を分析し、課題を発見する力を身につける。	連絡				
2日目	受付	ミーティング	10:00～11:45(105分) ※5分程度の休憩を含む (第3講) 講義・演習 食育を効果的に活用するためのカリキュラム・マネジメントの進め方 【目的】 新学習指導要領の趣旨に基づき、食育推進のためのカリキュラム・マネジメントの基本的な考え方を理解する	リフレクション(15分) 昼休憩	13:00～13:45(45分) (第4講) 講義 各教科等における食に関する指導のポイント【総合的な学習の時間】 【目的】 各教科等における食に関する指導のポイントについて理解を深める	休憩	14:00～14:45(45分) (第5講) 講義 各教科等における食に関する指導のポイント【体育、保健体育】 【目的】 各教科等における食に関する指導のポイントについて理解を深める	休憩	14:55～15:55(60分) 演習・協議 本日のリフレクション 教職員支援機構 【目的】 各講義内容を振り返って自分の実践と繋げるとともに、グループ協議で各自の課題への対応策や現状の改善点を検討する。	連絡		
3日目	受付	ミーティング	10:00～10:45(45分) (第6講) 講義 各教科等における食に関する指導のポイント【家庭、技術・家庭】 【目的】 各教科等における食に関する指導のポイントについて理解を深める	休憩	11:00～11:45(45分) (第7講) 講義 各教科等における食に関する指導のポイント【特別活動】 【目的】 各教科等における食に関する指導のポイントについて理解を深める	昼休憩	12:45～13:30(45分) (第8講) 講義 各教科等における食に関する指導のポイント【理科】 【目的】 各教科等における食に関する指導のポイントについて理解を深める	休憩	13:40～14:10(30分) 演習・協議 本日のリフレクション 教職員支援機構 【目的】 グループ協議を通して各講義内容の振り返りや疑問点の解消に繋げるとともに、自校の具体的な実践を考える。	休憩	14:20～15:50(90分) 演習・協議 研修成果の活用 教職員支援機構 【目的】 研修成果の活用に向けて、自校や各地域における課題を解決するための、具体的な研修計画を立て、協議を行う。	閉講にあたって